

5月12日は「民生委員・児童委員の日」

活動強化週間

令和7年5月12日(月)

～5月18日(日)

～支えあう 住みよい社会 地域から～



あなたの隣であなたと一緒に考えます

【民生委員児童委員信条】

- 一、わたしたちは隣人愛をもって社会福祉の増進に努めます
- 一、わたしたちは常に地域社会の実情を把握することに努めます
- 一、わたしたちは誠意をもってあらゆる生活上の相談に応じ自立の援助に努めます
- 一、わたしたちはすべての人々と協力し明朗で健全な地域社会づくりに努めます
- 一、わたしたちは常に公正を旨とし人格と識見の向上に努めます

民生児童委員は

「地域における一番身近な相談員」です

民生委員・児童委員は、常に住民の立場に立ち、暮らしのこと・子どものこと・広く福祉に関する相談に応じます。皆さんの身近な相談相手としてお気軽にお声掛けください。

守秘義務がありますので、個人の秘密は堅く守られますので、ご安心ください。

民生児童委員に関することは…

三島町民生児童委員協議会 事務局 (三島町社会福祉協議会 ☎52-3344)

日本赤十字社福島県支部三島町分区からのお知らせ

～毎年5月は赤十字運動月間です～

赤十字が誕生した5月を「赤十字運動月間」として、「赤十字社員増強運動」を展開し、活動を支える社員の募集と事業に必要な活動資金へのご協力を広く呼びかけています。

この資金をもとに、国内外で地震・台風などの自然災害、戦争や紛争で苦しむ人々に救援の手を差し伸べています。

日頃より、日本赤十字社の活動にご理解・ご協力を賜り感謝と御礼を申し上げます。

日本赤十字社は「社員」と呼ばれる構成員で組織されており、年額500円以上の社資の納入により誰でも社員になることができます。今年度も「社員増強運動」として、5月中旬頃から各地区の区長さんや隣組長さんが皆様のお宅に社費等のお願いに伺いますので、ご協力のほど宜しくお願いいたします。



日本赤十字社の人道的支援活動は、これらの「社資」と寄附金を資源としています。

年額500円以上の「社資」の納入を、日本赤十字社を通じた奉仕活動の一つとしてご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

心配ごと相談所のお知らせ

誰に相談したらいいんだろう



こんなこと相談しても良いのかな

社会福祉協議会では年間を通じて「心配ごと相談所」を開設しています。

地域で暮らす皆さんの日常生活の困りごとや心配ごとについて無料で相談員が応じます。相談の内容は問いません。

「どこに相談していいのかわからない。」

「ひとりで抱えているのは辛い。」など、どのような相談事でもご利用ください。

日時：令和7年5月12日(月)

午前9時30分～11時30分

場所：高齢者生活福祉センター福寿草

相談員：民生児童委員・人権擁護委員

問合せ：三島町社会福祉協議会

(電話) 52-3344

秘密は厳守いたします。
安心してご相談ください。

